

# 法人の役員等変更に伴う諸手続に関する要綱

## (目的)

**第1条** 法人の役員等変更は、本会の正会員としての地位に変動をきたすものではないが、その地位は、正会員としての名誉及び品位並びに信用を保持するために重大な影響を与えるものである。そのため、その地位の重要性に鑑み、本要綱を定める。

- 2 本要綱に定める法人の役員等とは、次の各号に該当する者をいう。
- (1) 取締役（代表取締役を含む。）
  - (2) 監査役
  - (3) 支店長、支配人等で、宅建業者の使用人で、宅建業に関し事務所  
の代表者である者（「政令使用人」）
  - (4) 顧問、相談役
  - (5) その他、上記各号の役職を問わず、法人における業務の執行ま  
たは監査等について、その職務上の権限を有する者

## (役員等変更手続)

**第2条** 役員等のうち、前条第1項第1号乃至第3号の変更手続は、変更事由が発生したときから30日以内に次の各号に掲げる書類を事務所所在地を管轄する支部に提出しなければならない。

- (1) 変更申出書
  - (2) 履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書（商業登記簿  
謄本等）
  - (3) 役員等のうち代表者及び政令使用人にあつては反社会的勢力で  
ないこと等に関する宣言・確約書
  - (4) 役員等のうち代表者及び政令使用人にあつては入会・承継・代  
表者等変更申請についての誓約書
  - (5) 法人の役員等に関する誓約書
  - (6) その他、会長又は支部長が必要と認めたもの
- 2 本会が必要と判断するときは、本会入会審査規程に定める推薦者を新たに2名つけ、推薦者届を提出しなければならない。

### (役員等の適格)

**第3条** 役員等は、次に該当する者が就任してはならない。

- (1) 業法違反により処罰若しくは行政処分を受け、その処分満了の日から6ヵ月を経過しない個人の代表者又は法人にあっては取締役若しくは監査役であった者
- (2) 過去に本会から除名されて5年を経過しない個人の代表者又は法人にあっては取締役若しくは監査役であった者
- (3) 本会から除名処分を受けるおそれがあるため、処分前に退会した個人の代表者又は法人にあっては取締役若しくは監査役であった者で、退会后5年を経過しない者
- (4) 保証協会の弁済対象となり、還付充当金を納付していない個人の代表者又は法人にあっては取締役であった者
- (5) 保証協会の弁済対象となった者で還付充当するも社員資格喪失後5年を経過しない個人の代表者又は法人にあっては取締役若しくは監査役であった者
- (6) 取引の関係者に損害を与え、若しくは損害を与える恐れがある者
- (7) 取引の公正を害する行為をし、若しくは公正を害する恐れがある者
- (8) 業務に関し他の法令に違反し、宅地建物取引業者として不相当であると認められる個人の代表者又は法人にあっては取締役若しくは監査役であった者
- (9) 宅地建物取引士が業法第68条の規定により処分を受けた場合において、宅地建物取引業者の責めに帰すべき理由がある個人の代表者又は法人にあっては取締役若しくは監査役であった者で、退会后5年を経過しない者
- (10) 暴力団員等反社会的団体構成員若しくはその者と親交関係にあると思料される者

### (支部審査)

**第4条** 支部は、第2条の書類を受領したときは、前条に定める役員等の適格（以下「役員等の適格」という。）についての審査を必要に応じ行わなければならない。

- 2 支部は、入会審査の委員をもって審査を行うものとする。

- 3 支部は、当該役員等を出席させ、適格の審査に必要な事項を聴取することができる。
- 4 支部は、役員等の適格に疑義があると思慮したときは、支部長は直ちに報告書を会長に提出する。

#### (本部審査)

- 第5条** 会長は、必要があると認めるときは、総務委員会に役員等の適格について審査を行わせるものとする。
- 2 総務委員長は、前項の審査にあたり、必要に応じて当該支部長及び当該役員等の出席を要請し、意見を聴取することができる。
  - 3 総務委員会は、審査を終結したときは、その結果について速やかに報告書を会長に提出する。

#### (役員適格の判定)

- 第6条** 会長は、前条第4項の報告にもとづき、役員等の適否を審査しなければならない。
- 2 会長は、前項の審査結果を理事会に報告しなければならない。
  - 3 会長は、第1項の規定にかかわらず、重要又は異例な事案であり、会長の専決事項に馴染まないと判断されるときは、理事会に諮るものとし、理事会は当該役員等の適否を審査しなければならない。
  - 4 会長及び理事会は、前3項の審査を行うにあたって、不備、不適合、若しくは著しい疑問があるときは、総務委員長をして再調査させることができる。

#### (通知)

- 第7条** 会長は、当該役員等が不適格と審査した結果について、文書で当該役員等が就く会員及び支部に通知するものとする。
- 2 前項について、審査結果の適否に関わらず、審査結果の内容及びその理由については述べないものとする。
  - 3 会員は、通知を受けてから2週間以内に当該役員等を変更しなければならない。

#### (綱紀委員会への審査請求)

- 第8条** 会長は、第2条及び第7条第2項の義務を懈怠している会員に対して、その義務を履行すべく勧告を行うことができる。

2 会長は、前項の勧告をなしてから1ヵ月を超えるも、その義務を履行しない会員に対して、綱紀委員会に懲罰の審査請求を要請する。

(要綱の改廃)

第9条 本要綱の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。